

## 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（２００６年）」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学級規模」を「４０人学級で４～８学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これによって、２００７年以降、現在までに全道で２４校が募集停止、２１校が再編・統合による削減となることが決定されている。

北海道では、「貧困と格差」の固定化・拡大、地方の人口減少など、社会状況が大きく変化しており、こうした中で「指針」策定から９年が経過。この間、「募集停止」「再編統合」など「計画」により地元から高校が無くなったことで、遠距離通学や下宿生活などにより子ども・保護者に身体的・精神的・経済的負担増を強いている。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながりかねない。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきであり、そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。

このことから、道及び道教委においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

1. 道教委が２００６年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
2. 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の５年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
4. 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成２８年６月１５日

北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長 様

北海道河東郡士幌町議会議長 加納 三司